

# 低炭素建築物認定申請手数料【第 21 号表】

【改正前】

1. 当初計画の認定申請（法第 53 条第 1 項）

建物種別（計算方法）		号区分	規模	適合証添付あり	適合証添付なし		
一戸建て住宅	誘導標準計算基準	ア（ア） a	200 m <sup>2</sup> 未満	5,000 円	34,000 円		
		ア（ア） b	200 m <sup>2</sup> 以上	5,000 円	38,000 円		
	誘導仕様基準	ア（イ） a	200 m <sup>2</sup> 未満	5,000 円	18,000 円		
		ア（イ） b	200 m <sup>2</sup> 以上	5,000 円	19,000 円		
（共同住宅・長屋住宅等） 一戸建て住宅以外	非住宅部分	誘導標準	イ（ア） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	225,000 円	
		入力法等基準	イ（ア） b	300 m <sup>2</sup> 以上	16,000 円	277,000 円	
		誘導モデル	イ（イ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	86,000 円	
		建物法基準	イ（イ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	16,000 円	108,000 円	
	住宅部分	誘導標準	イ（ウ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	67,000 円	
		計算基準	イ（ウ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	114,000 円	
		誘導仕様基準	イ（エ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	32,000 円	
			イ（エ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	57,000 円	
複合建築物			住宅部分と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額				

2. 計画変更の認定申請（法第 55 条第 1 項）

建物種別（計算方法）		号区分	規模	適合証添付あり	適合証添付なし		
一戸建て住宅	誘導標準計算基準	ア（ア） a	200 m <sup>2</sup> 未満	3,000 円	17,000 円		
		ア（ア） b	200 m <sup>2</sup> 以上	3,000 円	19,000 円		
	誘導仕様基準	ア（イ） a	200 m <sup>2</sup> 未満	3,000 円	9,000 円		
		ア（イ） b	200 m <sup>2</sup> 以上	3,000 円	10,000 円		
（共同住宅・長屋住宅等） 一戸建て住宅以外	非住宅部分	誘導標準	イ（ア） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	225,000 円	
		入力法等基準	イ（ア） b	300 m <sup>2</sup> 以上	16,000 円	277,000 円	
		誘導モデル	イ（イ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	86,000 円	
		建物法基準	イ（イ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	16,000 円	108,000 円	
	住宅部分	誘導標準	イ（ウ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	67,000 円	
		計算基準	イ（ウ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	114,000 円	
		誘導仕様基準	イ（エ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	32,000 円	
			イ（エ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	57,000 円	
複合建築物			住宅部分と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額				

※ 変更認定申請における面積算定について  
 変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分のうち  
 床面積の増加に係る部分の床面積との合計。

3. 建築基準関係規定適合判定（法 54 条第 2 項、法第 55 条第 2 項）

計画の認定を受けようとする建築物又は 計画変更の認定を受けようとする建築物 が建築基準関係規定適合審査	床面積の合計に応じて第 19 号表及び 江津市建築基準法の施行に関する規則第 6 条の規定により 算出した額
---	--

【改正後】

1. 当初計画の認定申請（法第 53 条第 1 項）

建物種別（計算方法）		号区分	規模	適合証添付あり	適合証添付なし	
一戸建て住宅	誘導標準計算基準	ア（ア） a	200 m <sup>2</sup> 未満	5,000 円	34,000 円	
		ア（ア） b	200 m <sup>2</sup> 以上	5,000 円	38,000 円	
	誘導仕様基準	ア（イ） a	200 m <sup>2</sup> 未満	5,000 円	18,000 円	
		ア（イ） b	200 m <sup>2</sup> 以上	5,000 円	19,000 円	
（共同住宅・長屋住宅等） 一戸建て住宅以外	非住宅部分	誘導標準	イ（ア） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	225,000 円
		入力法等基準	イ（ア） b	300 m <sup>2</sup> 以上	16,000 円	277,000 円
		誘導モデル	イ（イ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	86,000 円
		建物法基準	イ（イ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	16,000 円	108,000 円
	住宅部分	誘導標準	イ（ウ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	67,000 円
		計算基準	イ（ウ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	114,000 円
		誘導仕様基準	イ（エ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	32,000 円
			イ（エ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	57,000 円
		誘導仕様・計算 併用法基準	イ（オ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	50,000 円
			イ（オ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	85,000 円
複合建築物			住宅部分と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額			

2. 計画変更の認定申請（法 54 条第 2 項、法第 55 条第 2 項）

建物種別（計算方法）		号区分	規模	適合証添付あり	適合証添付なし	
一戸建て住宅	誘導標準計算基準	ア（ア） a	200 m <sup>2</sup> 未満	3,000 円	17,000 円	
		ア（ア） b	200 m <sup>2</sup> 以上	3,000 円	19,000 円	
	誘導仕様基準	ア（イ） a	200 m <sup>2</sup> 未満	3,000 円	9,000 円	
		ア（イ） b	200 m <sup>2</sup> 以上	3,000 円	10,000 円	
（共同住宅・長屋住宅等） 一戸建て住宅以外	非住宅部分	誘導標準	イ（ア） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	225,000 円
		入力法等基準	イ（ア） b	300 m <sup>2</sup> 以上	16,000 円	277,000 円
		誘導モデル	イ（イ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	86,000 円
		建物法基準	イ（イ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	16,000 円	108,000 円
	住宅部分	誘導標準	イ（ウ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	67,000 円
		計算基準	イ（ウ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	114,000 円
		誘導仕様基準	イ（エ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	32,000 円
			イ（エ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	57,000 円
		誘導仕様・計算 併用法基準	イ（オ） a	300 m <sup>2</sup> 未満	10,000 円	50,000 円
			イ（オ） b	300 m <sup>2</sup> 以上	20,000 円	85,000 円
複合建築物			住宅部分と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額			

※ 変更認定申請における面積算定について  
 変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分のうち  
 床面積の増加に係る部分の床面積との合計。

3. 建築基準関係規定適合判定（法 54 条第 2 項、法第 55 条第 2 項）

計画の認定を受けようとする建築物又は 計画変更の認定を受けようとする建築物 が建築基準関係規定適合審査	床面積の合計に応じて第 19 号表及び 江津市建築基準法の施行に関する規則第 6 条の規定により 算出した額
---	--